

個人情報請求について

1	基本は介護度等を証で確認の上、申請してください。
2	ターミナル等で急ぎの場合は、ご相談いただければ営業 3 日以内でも提供可能です。
3	請求書の必要事項は不備のないように記載してください 住所・生年月日等の必要項目の不備が、今年度は昨年度より件数が減少しておりますが、R4年度において 100 件以上不備項目が見受けられましたのでご確認をお願いいたします。 また、事業所名は正式名称を正確に記入してください。
4	現在の認定と異なる状況であると考え変更申請されている場合、個人情報の提供はできません。
5	申請後、一か月以上経過しても受理されない場合には、必要ないものと認め提供しません。 再度申請していただいても提供はできません。
6	申請の重複が多い事業所が見受けられます。請求や受理の管理をお願いいたします。
7	その他(認定日・介護度・有効期間・負担割合)の項目は、証での確認をお願いしています。 現在は配慮の元提供を行っていますが、不必要な請求が認められる場合には、その他については請求項目から消去する事を検討しています。
8	5件以上の請求があった場合は、日にちを要しますのでご了承ください。
9	請求時期が不明なものについては、確認させていただきます。
10	目的外の利用は認められません。個人情報請求に関する要領の遵守事項に違反した場合、該当事業所に対して今後の情報提供についてはお断りさせていただきますのでご了承ください。